

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声がかえらない」「音声で話すことができない」など、聴覚障害者にとって、日常生活や社会生活を営む上で大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

国連総会において平成 18 年 12 月に採択、平成 20 年に発効された「障害者権利条約」の第 2 条には、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成 21 年度に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めている。平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」の第 3 条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第 22 条には国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使える社会環境の整備、そして、手話を言語として普及・研究できる環境の整備を図る必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 20 日

小矢部市議会議員 中 村 重 樹

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官